

2019年度 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日 >>> 2020年3月31日

**開催
日時**

2020年6月22日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

**開催
場所**

文京ガーデン
ゲートタワー11階・当社会議室
東京都文京区小石川一丁目1番1号

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

◆ 目次

2019年度定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
招集通知提供書面	
事業報告	14
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告	40

【株主の皆様へ】

- ◆新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ◆本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
- ◆本株主総会当日は、会場において新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申し上げます。
- ◆昨年度より、株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◆本年度より会場を変更しております。お間違えのないようご注意ください。



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社の2019年度定時株主総会招集ご通知をお届け
いたします。

株主総会の議案、2019年度の事業の概要につき、
ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお
願い申し上げます。

2020年6月

代表取締役 森山 透

企業理念

「三綱領」は、1920年の三菱四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、1934年に旧三菱商事の行動指針として制定されたものです。旧三菱商事は1947年に解散しましたが、三菱商事においてもこの三綱領は企業理念となっており、三菱商事グループの一員として、三菱食品においてもこの三綱領を企業理念としています。

三綱領

所期奉公

事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。

処事光明

公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。

立業貿易

全世界的、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

(2001年1月、三菱グループ各社で構成される三菱金曜会にて申し合わされた現代解釈)

企業ミッション

三菱食品は、従来の「中間流通業」の枠を超え、食と暮らしのバリューチェーンの「中核」を担う企業として、明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献していきます。

「中間」から「中核」へ。
食と暮らしの^{あす}明日を創造する。

東京都文京区小石川一丁目1番1号
三菱食品株式会社
代表取締役 森山 透

2019年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2019年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月19日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月22日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
文京ガーデン ゲートタワー11階・当社会議室
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は裏表紙の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** 1. 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款第16条の定めに従い、当社ホームページに掲載しておりますので、提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたします。
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款第17条の定めにより、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
(当社ホームページ <https://www.mitsubishi-shokuhin.com/>)

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2020年6月19日（金曜日）午後5時30分まで受け付けいたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

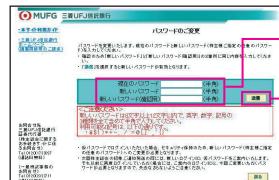
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類——議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、「経営方針2020」の「年間50円を下限とした安定配当を継続」との株主還元方針に基づき、当事業年度の業績や財務状況等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

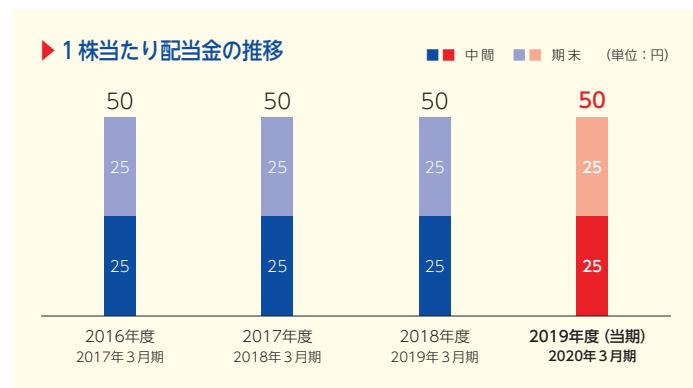
内部留保資金につきましては、今後の事業展開資金として活用し、業績の向上に努める所存であります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金25円 配当総額 1,428,431,250円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 8,600,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 8,600,000,000円



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 役付取締役の見直し

当社では、2006年に執行役員制度を導入し、執行役員に業務を執行させるとともに、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行うことで、経営の健全性及び効率性の確保を図ってきました。今般、本制度が十分に定着していることを受け、業務執行の最高責任者である社長は、執行役員の役位であることを明確にするため、定款上の取締役社長に関する規定を削除するとともに、現在は定めていない取締役副会長に関する規定を削除するものであります。

(2) 常任監査役制度の廃止

当社では、監査業務遂行に関する監査役間の連絡・調整等を担う役職として、常勤監査役の中から常任監査役を選定しております。今般、環境変化を踏まえ、常任監査役の役職を廃止し、これに伴い現行定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>代表取締役</u> が招集し、議長となる。 <u>代表取締役が複数存在するとき又は代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。
② 議長は、株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	② (現行のとおり) (代表取締役及び取締役会長) 第22条 (現行のとおり)
② 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。	② (現行のとおり)
③ 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長、取締役副会長及び取締役社長</u> を選定することができる。 (常勤監査役及び常任監査役) 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 <u>また、監査役会は常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u>	③ 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長</u> を選定することができる。 (常勤監査役) 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）は任期満了となります。

なお、取締役会における社外取締役の比率を高めることにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、取締役の人数を現行の10名から9名とした上で、社外取締役を現行の2名から1名増員の3名の体制にいたしたいと存じます。

つきましては、当社取締役候補者の選任方針に基づき取締役9名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	候補者属性	在任年数
1	もりやま 透 (65歳)	社長	再任	4年
2	ふるや 俊樹 (62歳)	SCM統括(兼)菓子事業本部長	再任	5年
3	えのもと 孝一 (58歳)	コーポレート担当役員（総務人事） (兼) コンプライアンス担当役員 (兼) 経営企画本部長	再任	4年
4	やまな かずあき (51歳)	コーポレート担当役員 (CFO)	再任	1年
5	やまもと やすお (61歳)	営業統括 (兼) CHO (健康増進担当)	新任	—
6	たむら こうじ (55歳)	三菱商事(株)食品流通・物流本部長	新任	—
7	かきざき たまき (59歳)	明治大学法学部 教授	再任 社外 独立	4年
8	てしま のぶゆき (58歳)	専修大学商学部 教授	再任 社外 独立	4年
9	よしかわ まさひろ (64歳)	—	新任 社外 独立	—

候補者番号

1

再任



もりやま とおる
森山 透

(生年月日 1954年8月9日)

▶ 所有する当社の株式数 7,100株
▶ 2019年度取締役会 14/14回
出席回数

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1977年4月	三菱商事(株)入社	2010年4月	同社常務執行役員 生活産業グループCOO
2001年4月	同社食品本部水産ユニットマネージャー	2011年4月	同社常務執行役員 生活産業グループCEO
2004年4月	同社中部支社生活産業部長	2011年6月	当社社外取締役
2005年9月	(株)ローソン執行役員	2013年3月	当社社外取締役退任
2006年5月	同社取締役専務執行役員	2013年4月	三菱商事(株)常務執行役員 アジア・大洋州統括
2008年4月	三菱商事(株)執行役員	2016年4月	当社社長執行役員
2009年4月	同社執行役員 生活産業グループCEO補佐 (次世代事業開発担当)	2016年6月	当社代表取締役社長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、常務執行役員 生活産業グループCEOを務めるなど、豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及びグローバルな事業経営に関する知見を有しています。当社においては、2016年度から業務執行の最高責任者である社長を務め、食品流通業の経営全般、事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

森山 透氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任



ふるや としき
古屋 俊樹

(生年月日 1957年9月16日)

▶ 所有する当社の株式数 3,500株
▶ 2019年度取締役会 14/14回
出席回数

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年4月	三菱商事(株)入社	2014年4月	当社執行役員 菓子事業本部長
2006年4月	同社菓子・ペットユニットマネージャー	2015年4月	当社常務執行役員 菓子事業本部長
2008年4月	同社食品第二ユニットマネージャー	2015年6月	当社取締役 (兼) 常務執行役員 菓子事業本部長
2013年4月	同社食品流通・ヘルスケア本部副本部長	2019年4月	当社取締役 (兼) 常務執行役員 SCM統括 (兼) 菓子事業本部長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、主に食品関連事業に従事し、食品流通・ヘルスケア本部副本部長を務めるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しています。当社においては、現在は常務執行役員 SCM統括 (兼) 菓子事業本部長を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

古屋 俊樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



え の も と こ う い ち

榎本 孝一

(生年月日 1961年12月18日)

▶ 所有する当社の株式数 0株

▶ 2019年度取締役会出席回数 14/14回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4月	三菱商事(株)入社	2016年 4月	当社常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長
2012年 4月	当社経営企画部長	2016年 6月	当社取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長(現任)
2013年 4月	当社経営企画本部長		
2014年 4月	当社執行役員 経営企画本部長		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、主に生活産業分野の政策立案、実行に携わるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しています。当社においては、現在は常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

榎本 孝一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任



や ま な か ず あ き

山名 一彰

(生年月日 1968年9月2日)

▶ 所有する当社の株式数 0株

▶ 2019年度取締役会出席回数 11/11回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1991年 4月	三菱商事(株)入社	2016年 4月	同社コーポレートスタッフ部門付(部門人事担当)
2010年 1月	三菱商事フィナンシャルサービス(株)経営企画室長	2019年 4月	当社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)
2012年 5月	三菱商事(株)経営企画部経営管理室長	2019年 6月	当社取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、主に税務・経理等の管理業務及び総合商社の政策立案、実行に携わるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しています。当社においては、現在は常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

山名 一彰氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

新任



やまもと やすお
山本 泰生

(生年月日 1958年8月22日)

▶ 所有する当社の株式数 2,200株
▶ 2019年度取締役会
出席回数 —

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月 三菱商事(株)入社	2013年 4月 当社EC本部長
2001年 4月 同社コンシューマー事業本部マーケティング事業室長	2013年 6月 当社執行役員 関西支社長
2007年 4月 明治屋商事(株)執行役員 営業本部副本部長	2017年 4月 当社常務執行役員 関西支社長
2009年 6月 同社取締役(兼) 常務執行役員 営業本部副本部長(兼) 広域流通部長	2018年 4月 当社常務執行役員 加食事業本部長
2011年10月 当社加食事業本部長補佐	2020年 4月 当社常務執行役員 営業統括(兼) CHO (健康増進担当) (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、主に加工食品を中心とした食品関連事業に携わるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しています。当社においては、現在は常務執行役員 営業統括(兼) CHO (健康増進担当) を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

山本 泰生氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

新任



たむら こうじ
田村 幸士

(生年月日 1965年1月4日)

▶ 所有する当社の株式数 0株
▶ 2019年度取締役会
出席回数 —

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4月 三菱商事(株)入社	2015年 4月 三菱商事ロジスティクス(株)代表取締役社長執行役員
2009年 7月 同社物流サービス本部付戦略企画室長	2018年 4月 三菱商事(株)物流事業本部長
2013年 6月 同社新産業金融事業グループCEOオフィス経営計画担当(兼) グループCIO	2020年 4月 同社食品流通・物流本部長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

三菱商事(株)食品流通・物流本部長、三菱商事ロジスティクス(株)取締役、三菱鉱石輸送(株)取締役

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、食品流通・物流本部長を務めるなど、物流全般に関する豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しています。当社においては、食品物流の機能強化等、実践的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことができると判断し、新たに取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

田村 幸士氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

社外

独立



かきざき

柿崎

たまき

環

(生年月日 1961年1月16日)

- ▶ 所有する当社の株式数 1,800株
- ▶ 2019年度取締役会出席回数 14/14回

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

2002年 4月 跡見学園女子大学マネジメント学部 助教授
2008年 4月 東洋大学専門職大学院法務研究科 准教授
2009年 4月 同大学院法務研究科 教授

2012年 4月 横浜国立大学国際社会科学研究院 教授
2014年 4月 明治大学法学部 教授 (現任)
2016年 6月 当社社外取締役 (現任)

▶ **重要な兼職の状況**

明治大学法学部 教授、エーザイ(株)社外取締役、日本空港ビルデング(株)社外監査役

▶ **社外取締役候補者とした理由**

商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制などに関する高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

▶ **候補者と当社との特別の利害関係等**

柿崎 環氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

再任

社外

独立



てしま のぶゆき

手嶋 宣之

(生年月日 1961年11月3日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 2019年度取締役会出席回数 14/14回

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

1985年 4月 (株)東京銀行入行
1993年 5月 マサチューセッツ工科大学経営大学院修了
1997年 2月 (株)NEC総研入社 主任研究員
2001年 4月 専修大学商学部 専任講師

2003年 4月 同大学商学部 准教授
2009年 4月 同大学商学部 教授 (現任)
2016年 6月 当社社外取締役 (現任)

▶ **重要な兼職の状況**

専修大学商学部 教授

▶ **社外取締役候補者とした理由**

証券市場論、企業ファイナンス論及びコーポレート・ガバナンスを研究分野とする大学教授として、高い見識を有しています。また、企業における業務経験もあり、これらの経験を活かした客観的・専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

▶ **候補者と当社との特別の利害関係等**

手嶋 宣之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9

新任

社外

独立



よしかわ まさひろ

吉川 雅博

(生年月日 1956年3月12日)

▶ 所有する当社の株式数

0株

▶ 2019年度取締役会
出席回数

—

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	三菱レイヨン(株)入社	2014年 4月	同社取締役 (兼) 常務執行役員 研究開発部門所管役員
2003年 4月	同社大竹事業所アクリル繊維工場長	2015年 4月	同社取締役 (兼) 常務執行役員 機能樹脂・機能化学品部門 所管役員 (兼) 研究開発部門所管役員
2005年 4月	同社本社経営企画室	2017年 4月	三菱ケミカル(株)常務執行役員 高機能化学部門長
2007年 4月	同社アクリル繊維事業部長	2019年 4月	同社顧問
2010年 4月	同社執行役員 中央技術研究所長	2020年 3月	同社顧問退任
2013年 4月	同社常務執行役員 研究開発部門所管役員		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 社外取締役候補者とした理由

三菱レイヨン(株) (現三菱ケミカル(株)) において、繊維の製造部門を経て、経営戦略部門等に携わったのち、取締役 (研究開発部門所管役員) を務めるなど、多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を有しています。これら経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことができると判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

吉川 雅博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、柿崎 環氏及び手嶋 宣之氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏と当該契約を継続する予定であります。また、吉川 雅博氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第423条第1項の責任について
①その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、
②会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、
当社に対して損害賠償責任を負う。
2. 柿崎 環氏は、2020年6月19日をもってエーザイ(株)の社外取締役を退任予定であります。
3. 柿崎 環氏、手嶋 宣之氏及び吉川 雅博氏は、(株)東京証券取引所の規程に定める独立役員候補者の候補者であります。

以上

(ご参考)

取締役候補者の選任方針・手続

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役（社内）は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しています。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しています。原則として、取締役の総数は12名以内としています。

なお、取締役候補者の選任においては、取締役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

[社外役員の独立性判断基準]

(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

- (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（※2）の業務執行者
- (3) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (4) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (5) 当社より、一定額を超える寄附（※3）を受けた団体に属する者
- (6) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう。

※2 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※3 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

事業報告——提供書面（2019年4月1日～2020年3月31日）

1 企業集団の現況

1) 当事業年度の事業の状況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等に牽引される形で緩やかな景気回復基調にありましたが、消費税増税に伴う消費マインドの冷え込みや米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の更なる不透明感が広がる等、先行きは引き続き楽観視できない状況で推移いたしました。

食品流通業界においては、原材料価格の高騰、人手不足を主因とする物価の上昇・物流コスト高騰傾向に加え、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減、更には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、消費者の節約志向・生活防衛意識は根強く不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社グループは、引き続き物流コストの抑制に向けた拠点再編や物流与件の見直しに取り組むとともに、卸事業に続く新たな事業の柱として構築を進めている川上寄り事業の拡大に注力して参りました。

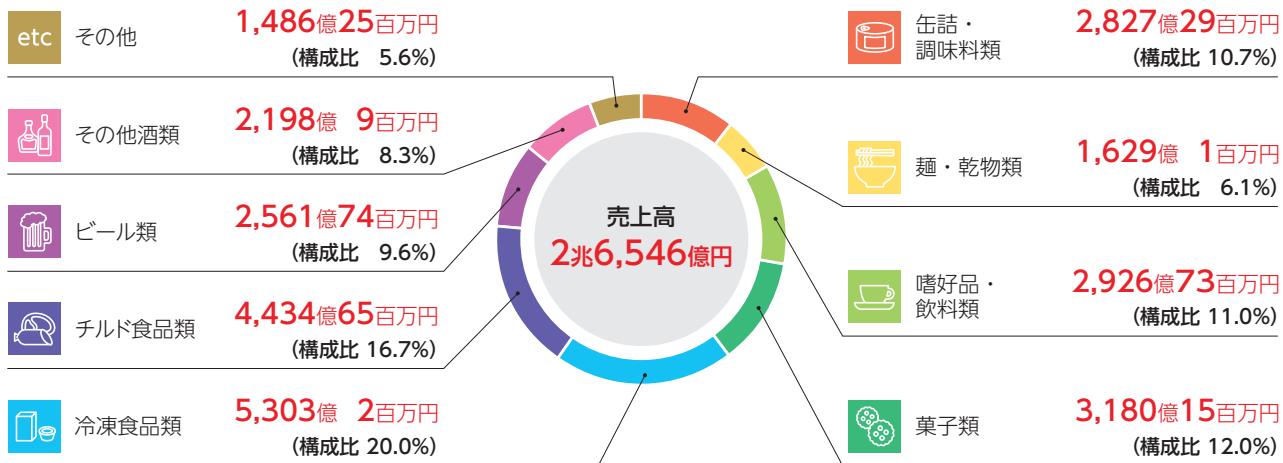
また、従来の食品卸の枠を超え、多様性を有する「総合食品商社」を目指し、機能強化と新たな事業領域の拡大を推進して参りました。

2. 当連結会計年度の業績

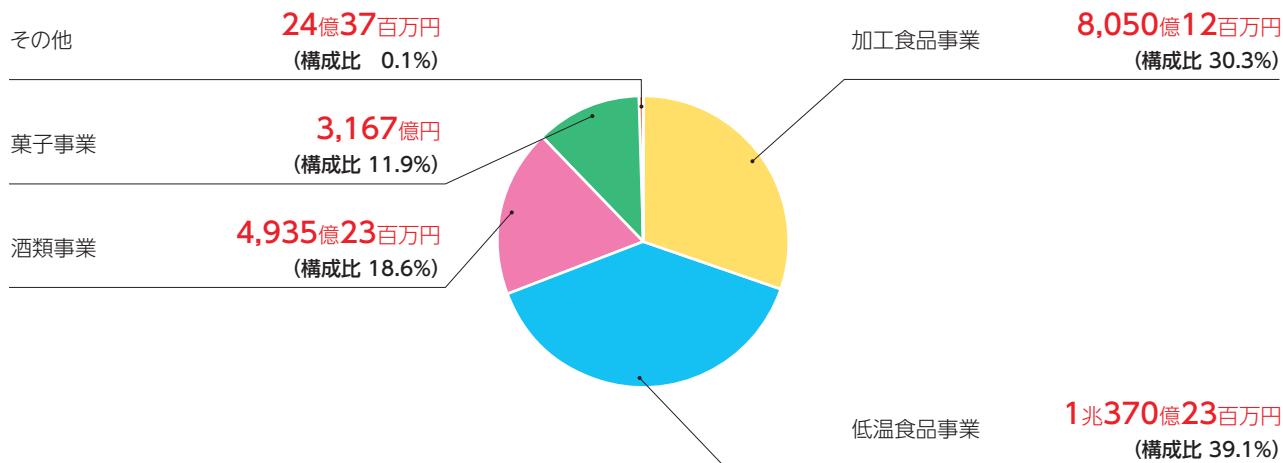
売上高	2兆6,546億98百万円	営業利益	153億78百万円
経常利益	166億72百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	114億8百万円

当連結会計年度の業績につきましては、成長業態との取引拡大や消費税増税に伴う駆け込み需要等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による買い溜め需要の高まり等により、売上高は2兆6,546億98百万円（前期比1.3%増加）となりました。利益面につきましては、小売業の競争激化に起因した取引の見直しや物流コスト等の増加に加え、夏場の天候不順等の影響により、営業利益は153億78百万円（前期比8.1%減少）、経常利益は166億72百万円（前期比9.3%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は114億8百万円（前期比4.6%減少）となりました。

▶ 品種別売上高構成比



▶ セグメント別売上高構成比



3. 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資又は社債発行などによる特別な資金調達は行っていません。

4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、177億88百万円であります。

その主なものは、京都及び兵庫における物流センターの新設（89億71百万円）であります。

2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況（業績、財務ハイライト）

1. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

科目 \ 年度		2016年度 2017年3月期	2017年度 2018年3月期	2018年度 2019年3月期	2019年度 2020年3月期
売上高	(百万円)	2,411,474	2,513,427	2,620,316	2,654,698
経常利益	(百万円)	18,877	18,016	18,374	16,672
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	12,391	10,799	11,963	11,408
1株当たり当期純利益	(円)	216.86	189.01	209.39	199.67
ROE	(%)	8.1	6.6	7.0	6.3
総資産	(百万円)	620,471	693,257	710,940	680,919
純資産	(百万円)	157,726	167,691	176,107	184,027
自己資本比率	(%)	25.4	24.2	24.8	27.0
1株当たり純資産	(円)	2,759.33	2,933.66	3,080.51	3,218.95
株価収益率	(倍)	15.9	16.1	13.8	13.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	23,044	18,333	16,313	2,279
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,607	△16,301	△16,732	△10,961
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△4,488	△5,616	△4,356	△4,364
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	105,175	101,592	96,817	83,762
従業員数	(名)	4,849	4,973	5,031	5,019

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 2018年度から「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を適用したことにより、2017年度以前の総資産を遡及適用後の数値に置換えております。

4. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

2016年度・・・次世代システムである「MILA」の中核システムを本格稼働させた一方で、日々進化するテクノロジーの取込みや、長期化が見込まれる人手不足への対応の検討を進め、効率的な物流網の構築を通じ、流通全体のムリ・ムダ・ムラの是正に向けた機能の強化を図りました。売上高はコンビニエンスストア等との取引拡大により増加いたしました。利益面につきましては、経常利益は増加いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度の固定資産売却益や投資有価証券売却益の反動減等により減少いたしました。

2017年度・・・従来の食品卸の枠を超え、エリア・業態・機能の面で多様性を有する「総合食品商社」を目指し、機能強化と事業領域の拡大に向けた施策を着実に進めました。売上高はコンビニエンスストア等との取引拡大により増加いたしました。利益面につきましては、経常利益は新設物流センターの立上げを含む物流コストの上昇等により減少。親会社株主に帰属する当期純利益においても特別損失の計上等により減少いたしました。

2018年度・・・前年度に引続き、エリア・業態・機能の面で多様性を有する「総合食品商社」を目指し、機能強化と新たな事業領域の拡大を着実に進めました。売上高はコンビニエンスストアを中心に取引が堅調に推移したことにより増加いたしました。利益面につきましては、経常利益は物流コストを含む販管費が増加したものの売上総利益の改善により増加。親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失の改善等により増加いたしました。

2019年度・・・前記「1) 当事業年度の事業の状況 1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

売上高

(単位: 百万円)



経常利益

(単位: 百万円)



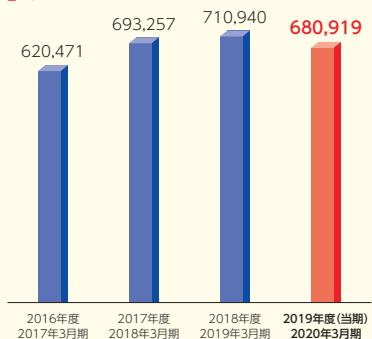
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位: 百万円)



総資産

(単位: 百万円)



純資産

(単位: 百万円)



自己資本比率

(単位: %)



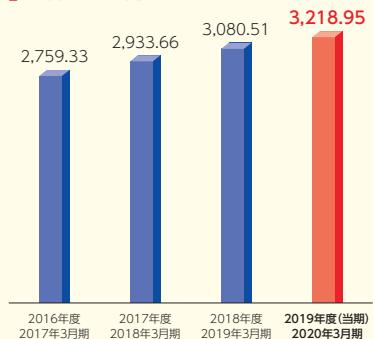
1株当たり当期純利益

(単位: 円)



1株当たり純資産

(単位: 円)



ROE

(単位: %)



2. 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		2016年度 2017年3月期	2017年度 2018年3月期	2018年度 2019年3月期	2019年度 2020年3月期
売上高	(百万円)	2,364,154	2,453,570	2,543,866	2,576,624
経常利益	(百万円)	18,145	17,090	17,625	16,281
当期純利益	(百万円)	12,902	10,313	13,476	11,379
1株当たり当期純利益	(円)	225.81	180.51	235.86	199.17
総資産	(百万円)	609,512	677,803	697,870	669,309
純資産	(百万円)	155,186	164,102	174,048	182,323
1株当たり純資産	(円)	2,716.00	2,872.06	3,046.14	3,190.97

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

1. 親会社の状況

親会社名	親会社の出資比率	当社との関係
三菱商事株式会社	60.93%	仕入先

(注) 1. 上記の出資比率は、間接所有（三菱商事パッケージング㈱）による株数を含めて算出したものであります。

2. 当社の親会社である三菱商事㈱は、当社の議決権の62.0%（間接所有を含む）を保有しております。当社は、原料から製造、小売に至る全ての領域に幅広く展開する三菱商事グループの総合力も活用し、当社及び当社グループの企業価値の向上に努めております。また、当社の経営・事業活動にあたっては、当社独自の意思決定に基づき行っており、特に重要事項については、複数の独立社外取締役も含む取締役会で独自に意思決定しており独立性は確保されています。当社は三菱商事㈱との間で商品の仕入等の取引がありますが、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定していることから、当社の取締役会は、当社の利益が害されないと判断しております。

2. 重要な子会社の状況

会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ファインライフ	100.00%	業務用食材・原材料の卸売業
株式会社リョーシヨクペットケア	100.00%	ペットフード卸売業
株式会社エム・シー・フーズ	100.00%	輸入食品・食品原料の卸売業
株式会社クロコ	100.00%	業務用卸売業（食品・酒類）
株式会社MS西日本菓子	100.00%	菓子卸売業

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

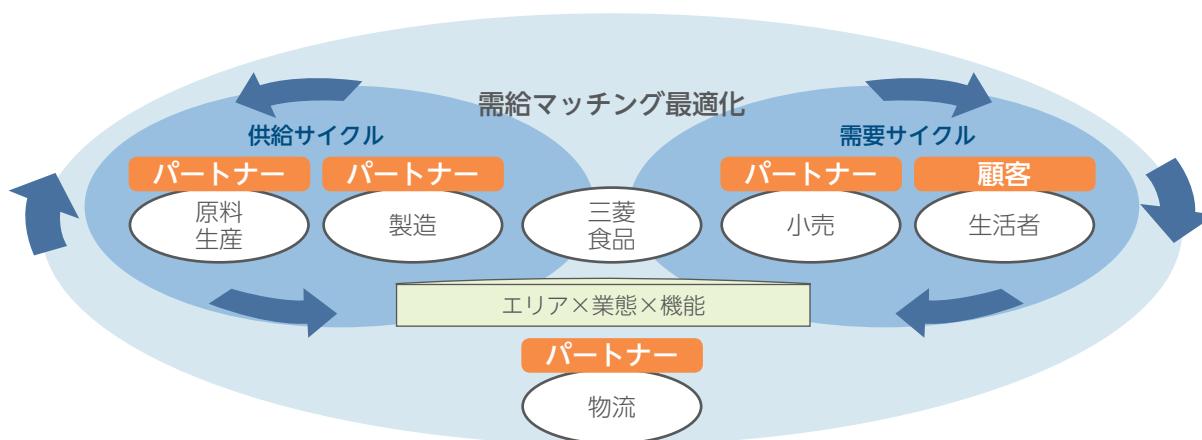
2. 当社は、2021年4月1日付で㈱MS西日本菓子を吸収合併する予定であります。

4) 当社グループが対処すべき課題

『経営方針2020』

当社は、三菱グループの共通理念である「三綱領」の下、企業ミッションとして『「中間」から「中核」へ。食と暮らしの明日を創造する。』を掲げ、2020年度を最終年度とする5カ年の経営方針である「経営方針2020」では「“より良い”を積み重ねて、日本の食を支える」企業となることを目指しております。

企業ミッション	「中間」から「中核」へ。 食と暮らしの明日を創造する。
経営方針2020で 目指す姿	“より良い”を積み重ねて、日本の食を支える



1. 2019年度の取組

2019年度は、「組織・人事の集約」を実施し、これまで4つのカテゴリーに分かれていた「営業」を1つの管掌に統合したことにより、フルライン且つ効率的な営業体制を深化させるとともに、卸事業における人材の適正配置、更には成長分野への経営資源のシフトを推進いたしました。

また、新設した「SCM統括」においては、営業とロジスティクスが連携し、業界全体が直面している物流費高騰に対し、取引先と連携した物流与件の見直しや、物流協業の実行スピードを上げ、効率化を図って参りました。

加えて、着実に事業を拡大している「ブランド戦略本部」・「トレーディング本部」では、卸売の強みである営業力や多様なチャネルを最大限に活用し、自社開発商品の更なる拡販、メーカーとマーケティング・戦略等を共有したディストリビューター事業、並びにトレーディング事業をより一層強化いたしました。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応状況

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、当社は、新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、日々変化する状況を踏まえて随時対応策を検討し、従業員に指示・情報の共有を行っております。

また、日常生活に欠かせない食品流通に携わる企業として、従業員の健康管理・健康観察を徹底しつつ、海外出張を原則禁止、国内出張の自粛、在宅勤務の原則化、社内会議・研修の制限など、感染拡大の抑止に向けた各種対策を徹底し、事業を継続して参ります。

図らずも、新型コロナウイルスの影響により、安全・安心・安定の3つの「安」が改めてクローズアップされております。当社は生活者の「食」を担う「総合食品商社」として、引き続き食の安定供給を支えるという社会的使命を果たして参ります。



3. 2020年度の施策運営方針

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内外の経済環境に大きく影響を及ぼしております。そのため消費の動向についても大変不透明な状態が続くと思われまます。

このような状況下、当社は、基盤である卸事業の持続的な生産性の向上と、新たな事業領域の拡大を更に推進し、環境に適應した事業構造への進化を進めて参ります。

(1) 卸事業

当社最大の事業領域である卸事業については、採算管理の徹底とともに、当社が持つ高度なりテールサポート機能とデジタル技術を組み合わせ、営業のデジタル化と生産性の向上を進めて参ります。

また、物流面についても、新型コロナウイルス感染症拡大により物流環境が大きく変化している中、従来から進めてきた取引先との連携による納品条件緩和等の物流与件の見直しや、デジタル技術の活用を一層進めて参ります。

(2) 新たな事業領域の拡大

卸事業に続く新たな事業の柱として推進している川上寄り事業については、本年4月に国内オリジナル商品事業と輸入ディストリビューター事業に関する組織を分割・再編し、それぞれの専門性を発揮して更なる事業拡大を図って参ります。

また、在宅勤務や外出自粛などライフスタイルが一変したことにより、従来以上に「簡便」・「健康」・「癒し」や「産地の応援」など、食で解決する場面が増えて参ります。全国卸としてこれらのニーズに応える商品をお届けすることは勿論、引き続き積極的に商品開発を進めて参ります。

(3) デジタルを活用した構造改革

デジタルトランスフォーメーションを推進するため、本年4月にCDO（チーフ・デジタル・オフィサー：デジタル戦略に関する責任者）を新たに設け、データとデジタルの活用による構造改革を加速し、生産性の抜本的向上、事業構造の転換、並びに需要創造に向けた取り組みを進めて参ります。

具体的には3つの領域として、まず1つ目に「社内」においては、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション：ロボットによる業務プロセス自動化）やOCR（オプティカル・キャラクター・レコグニション：光学的文字認識）の活用推進を継続するとともに、AI需要予測による発注精度向上など、社内の業務プロセス見直しと効率化による経営基盤の強化を推進いたします。

2つ目に「社外」との取り組みにおいては、デジタル技術を活用した棚割りや販促支援、データ分析など営業活動の変革を進めて参ります。

3つ目に「業界」との連携においては、取引先と連携し、サプライチェーンで情報を共有することで、当社グループ及び食品流通業界の生産性向上を図って参ります。

5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、加工食品、低温食品、酒類、菓子の卸売を主な事業内容とし、更に物流事業及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

1. 当社の主要な事業所



(注) 当社は、本年5月7日付で本社を東京都大田区から東京都文京区に移転いたしました。

2. 子会社の主要な事業所

(株)ファインライフ (東京都品川区)

(株)クロコ (東京都大田区)

(株)エム・シー・フーズ (東京都千代田区)

(株)リョーショクペットケア (横浜市)

(株)MS西日本菓子 (山口県下松市)

(注) (株)クロコは、本年5月7日付で本社を東京都大田区から東京都文京区に移転いたしました。

7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
合計	5,019名	△12名

(注) 従業員数は就業人員であります。

2. 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	3,128名	△85名	46.4歳	20.5年
女性	1,175名	+60名	36.1歳	12.1年
合計又は平均	4,303名	△25名	43.6歳	18.2年

(注) 従業員数は就業人員であります。

8) 主要な借入先

2020年3月31日現在の長期借入金、短期借入金はありません。

9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式の総数 58,125,490株
3. 株主数 4,520名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	35,416千株	61.98%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,125千株	1.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	829千株	1.45%
日本水産株式会社	809千株	1.41%
株式会社ニチレイ	700千株	1.22%
マルハニチロ株式会社	686千株	1.20%
麒麟麦酒株式会社	680千株	1.19%
サントリー酒類株式会社	669千株	1.17%
ハウス食品グループ本社株式会社	603千株	1.05%
テーブルマーク株式会社	600千株	1.05%

(注) 持株比率は自己株式 (988,240株) を控除して計算しております。

2) 新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3) 会社役員 の 状況

1. 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	森 山 透	社 長
取締役	古 屋 俊 樹	SCM統括 (兼) 菓子事業本部長
取締役	杉 山 吉 彦	営業統括
取締役	榎 本 孝 一	コーポレート担当役員 (総務人事) (兼) コンプライアンス担当役員 (兼) 経営企画本部長
取締役	毛 利 信 作	関西支社長
取締役	小野瀬 卓	営業統括代行 (兼) 低温事業本部長
取締役	山 名 一 彰	コーポレート担当役員 (CFO)
取締役	山 崎 和	三菱商事(株)執行役員 ヘルスケア・食品流通本部長 三菱商事パッケージング(株)取締役 (株)日本ケアサプライ取締役 エム・シー・ヘルスケア(株)取締役
社外取締役 (独立役員)	柿 崎 環	明治大学法学部 教授 エーザイ(株)社外取締役 日本空港ビルデング(株)社外監査役
社外取締役 (独立役員)	手 嶋 宣 之	専修大学商学部 教授
社外監査役 常任監査役 (常勤)	木 崎 博	
監査役 (常勤)	榎 本 猛	
社外監査役 (独立役員)	神 垣 清 水	日比谷総合法律事務所 弁護士 アルフレッサホールディングス(株)社外監査役 (株)ユニバーサルエンターテインメント社外取締役 (株)4℃ホールディングス社外取締役 (監査等委員) (株)廣済堂社外取締役
監査役	高 橋 吉 雄	三菱商事(株)コンシューマー産業管理部長 三菱鉱石輸送(株)監査役 (株)日本ケアサプライ監査役 三菱商事ロジスティクス(株)監査役

(注) 1. 当社はエーザイ(株)との間に商品の仕入等の取引関係があります。

2. 上記のほか、当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間に記載すべき関係はありません。

3. 監査役 木崎 博氏及び高橋 吉雄氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

取 締 役 鈴 木 大 一 朗 2019年6月24日任期満了

監 査 役 川 口 和 哉 2019年6月24日辞任

(ご参考) 2020年4月1日現在の執行役員体制

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
○社長執行役員	森 山 透	
○常務執行役員	古 屋 俊 樹	SCM統括(兼)菓子事業本部長
○常務執行役員	榎 本 孝 一	コーポレート担当役員(総務人事) (兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長
○常務執行役員	毛 利 信 作	関西支社長
○常務執行役員	小野瀬 卓	営業統括代行(事業開発プロジェクト担当) (兼)低温事業本部長
○常務執行役員	山 名 一 彰	コーポレート担当役員(CFO)
常務執行役員	山 本 泰 生	営業統括(兼)CHO(健康増進担当)
常務執行役員	橋 本 和 典	酒類事業本部長
常務執行役員	細 田 博 英	加食事業本部長
執行役員	桜 井 信 彦	財経サポート本部長
執行役員	谷 口 道 洋	CIO
執行役員	竹 島 健 二 郎	NC本部長
執行役員	近 藤 貴 俊	北海道支社長
執行役員	若 林 哲 也	東北支社長
執行役員	鈴 木 信 彦	CVS本部長
執行役員	川 上 修	営業第二本部長
執行役員	山 口 慶 文	物流オペレーション本部長
執行役員	江 橋 邦 夫	ライフネット本部長
執行役員	片 岡 博 彰	営業第一本部長
執行役員	山 口 勉	中部支社長
執行役員	千 田 建	ロジスティクス本部長
執行役員	山 本 将 毅	CDO(兼)デジタル戦略本部長

(注) ○印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	11名	338百万円
監査役	5名	63百万円
合計	16名	401百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役及び監査役報酬限度額は、取締役報酬が年額500百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額50百万円以内）、監査役報酬が年額100百万円以内であります。
2. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額のうち、社外役員（5名）の報酬等の総額は54百万円であります。
4. 当事業年度末現在の人員数は取締役10名、監査役4名であります。
5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬はありません。

3. 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	柿 崎 環	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、内部統制などに関する高い見識に基づき、客観的・専門的な視点から、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	手 嶋 宣 之	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、企業ファイナンスなどに関する高い見識に基づき、客観的・専門的な視点から、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	木 崎 博	監査役就任以降開催の取締役会11回及び監査役会11回の全てに出席し、常勤監査役としてガバナンスのあり方と運営状況を確認し、財務・会計に関する高い見識に基づき、必要な発言を行っております。
監査役	神 垣 清 水	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、また、監査役会15回のうち14回に出席し、弁護士活動を通じて培われた知識・経験に基づき、客観的・中立的な立場から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役柿崎 環氏及び手嶋 宣之氏並びに社外監査役神垣 清水氏は、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第1項の責任について、

- イ. その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、
- ロ. 会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う。

4) 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	130百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	146百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務として、経営が取り組む課題に対する助言、指導業務及びその他の業務を委託し、その対価を支払っております。

4. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び監査役会が定めた基準等に基づき、会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

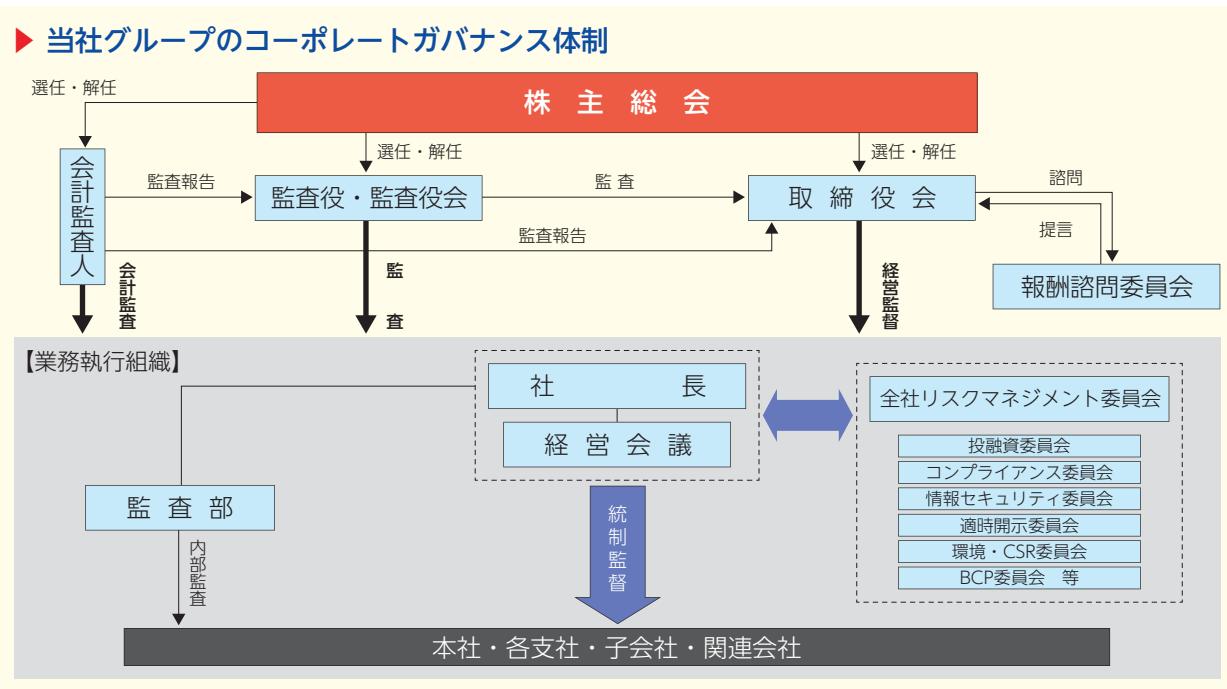
5. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、同業他社との比較等、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

5) 内部統制システム（業務の適正確保体制）の整備に関する基本方針

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定し、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」）の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信頼の獲得と機能のさらなる拡充、業績の向上に努めるものであります。

本方針は、当社の全役職員（顧問、嘱託、出向者を含む）に適用されます。また、業務委託契約及び派遣契約等に基づき、当社の事業所に常駐し、勤務する者にもそれぞれ準用されます。



1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、全社リスクマネジメント委員会を設置するとともに、個別のリスク案件に対応するために、投資委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、適時開示委員会、環境・CSR委員会、BCP委員会等を設置する。
- ロ. 当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動指針を制定し、当社グループに周知徹底を図る。

ハ. 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス行動指針に基づき、当社内及び社外（弁護士）に設置する当社グループ相談窓口の何れかに報告を行う。

当社グループは、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

二. 監査部は、業務執行部門から独立し、当社グループにおける業務の適正性及び効率性につき監視を行う。

ホ. 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

ハ. 当社は、子会社それぞれに監査役を派遣する等の方法により、子会社の内部統制に資する監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループは、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。

ロ. 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

ロ. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。また、子会社にも当社に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における独立性を尊重しつつ、株主権の適正な行使を旨として、取締役や監査役の派遣等を通じて緊密な連携を図り、子会社における経営上の重要事項を報告させるとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。
- ロ. 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- ハ. 監査役補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。
- ロ. 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- ハ. 当社のコンプライアンス担当部局は、当社グループのコンプライアンス相談窓口で報告された事項を、都度監査役に対して報告する。当社グループは、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。
- ニ. 監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役と会計監査人は、監査役と定期的な面談を行う。
- ロ. 取締役は、監査役への報告の適切な遂行のため、監査役と子会社の関係者（取締役、業務執行者、監査役、内部監査部門等）との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。
- ハ. 取締役は、監査役への報告の遂行に当たり、監査役が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。
- ニ. 当社は、監査役への報告の執行に係る費用等について、当該監査役への報告の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

6) 内部統制システム（業務の適正確保体制）の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めており、運用状況については、取締役会に報告しております。

当事業年度における、内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 内部統制システムを支える各委員会は、定期的開催の上、その活動内容等を経営会議に報告しており、重要事項については都度取締役会に対して報告されております。
- ロ. 当社グループにおけるコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスに係る規程を整備するとともに、セミナーやeラーニング実施により、取締役及び従業員へのコンプライアンス意識の浸透、定着を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程により、各組織で適切に保存・管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が当該書類等を閲覧できる体制を整えております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、社内規程に基づき、想定されるリスク及び発生したリスクに対する適切な危機管理に努めており、その中で、投融資等に関する経営会議の諮問機関である「投融資委員会」はリスク管理上重要な案件について、事前審議及び整理を行い、取締役会等に対し意見具申しております。
- ロ. 個人情報の適切な保存・管理体制強化を目的とし、業務委託先を含めた実態調査を実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会規則に基づき取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営上の重要事項の決定や業務執行の監督を行っております。取締役会決議事項を除く業務執行は、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねており、重要な業務執行は経営会議にて審議・決定の上、取締役会に報告しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の独立性を尊重しつつ、子会社から当社への報告体制を整備し、グループの統一した考え方に基づく管理・運用を通じて、連結経営管理を強化することにより、子会社の効率的な業務執行体制を整備しております。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

- イ. 当社は、金融商品取引法に基づく内部統制が組織内の業務に組み込まれて遂行される体制の整備を図っており、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を確認する会議を年4回開催しております。
- ロ. 本社・支社・連結子会社の責任者は内部統制が有効に機能していることを確認の上、当社社長に対し宣言しており、内部監査部門は会計監査人とも連携し、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況につき評価を行い社長及びCFOに報告するとともに、内部統制システムの実効性を確認しております。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価、及び異動等の決定については、事前に監査役の同意を得た上で決定しており、当該補助者は、業務執行から独立し監査役の業務を補助しております。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実、法令に違反する行為等が発生した場合に監査役に報告する体制を整えており、また、経営上の重要事項は、経営会議等を通じて報告されております。
- ロ. コンプライアンス相談窓口で報告された事項の内、重要な案件については全て監査役に対し報告されております。
- ハ. コンプライアンス相談窓口で報告された事項について、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行うことを禁止する旨、コンプライアンス行動指針に規定し、周知しております。

9. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べる事が出来るよう、経営会議や内部統制システムを支える各委員会等への出席機会を提供しております。
- ロ. 社長等、会計監査人及び内部監査部門は監査役と定期的な面談、打合せを行い、監査の実効性を高めております。

各体制における決定内容につき、その他の項目も、適切に運用しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	531,879	流動負債	470,304
現金及び預金	295	買掛金	406,772
受取手形及び売掛金	317,500	リース債務	1,320
商品及び製品	64,815	未払法人税等	2,643
原材料及び貯蔵品	536	賞与引当金	1,680
未収入金	56,530	役員賞与引当金	41
短期貸付金	83,467	その他の流動負債	57,846
その他の流動資産	8,874	固定負債	26,586
貸倒引当金	△139	リース債務	5,909
固定資産	149,039	退職給付に係る負債	11,441
(有形固定資産)	(78,887)	資産除去債務	4,616
建物及び構築物	30,845	その他の固定負債	4,618
機械装置及び運搬具	8,418	負債合計	496,891
器具及び備品	1,290	純資産の部	
土地	30,884	株主資本	177,366
リース資産	6,381	資本金	10,630
建設仮勘定	1,066	資本剰余金	33,387
(無形固定資産)	(18,850)	利益剰余金	135,907
のれん	1,937	自己株式	△2,560
ソフトウェア	16,856	その他の包括利益累計額	6,555
その他の無形固定資産	56	その他有価証券評価差額金	6,840
(投資その他の資産)	(51,301)	繰延ヘッジ損益	19
投資有価証券	25,389	為替換算調整勘定	△93
繰延税金資産	2,494	退職給付に係る調整累計額	△210
退職給付に係る資産	1,752	非支配株主持分	106
その他の投資その他の資産	21,748	純資産合計	184,027
貸倒引当金	△82	負債純資産合計	680,919
資産合計	680,919		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		2,654,698
売上原価		2,477,722
売上総利益		176,975
販売費及び一般管理費		161,597
営業利益		15,378
営業外収益		
受取利息	69	
その他の営業外収益	3,122	3,192
営業外費用		
支払利息	119	
その他の営業外費用	1,778	1,897
経常利益		16,672
特別利益		
投資有価証券売却益	281	
固定資産売却益	1,734	2,015
特別損失		
減損損失	1,339	
災害による損失	40	
投資有価証券評価損	306	
その他の特別損失	0	1,687
税金等調整前当期純利益		17,001
法人税・住民税及び事業税	4,950	
法人税等調整額	631	5,581
当期純利益		11,419
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		11,408

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	10,630	33,387	127,356	△2,559	168,815
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,856		△2,856
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,408		11,408
自己株式の取得及び処分				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	8,551	△1	8,550
2020年3月31日残高	10,630	33,387	135,907	△2,560	177,366

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	7,377	△4	△96	△78	7,197	94	176,107
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,856
親会社株主に帰属する 当期純利益							11,408
自己株式の取得及び処分							△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△536	23	3	△132	△641	11	△630
連結会計年度中の変動額合計	△536	23	3	△132	△641	11	7,920
2020年3月31日残高	6,840	19	△93	△210	6,555	106	184,027

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	520,271	流動負債	461,366
現金及び預金	194	買掛金	396,716
受取手形	378	リース債務	1,120
売掛金	304,639	未払金	52,200
商品	58,073	未払法人税等	2,292
未収入金	57,589	預り金	2,918
短期貸付金	92,548	賞与引当金	1,472
その他の流動資産	7,504	役員賞与引当金	41
貸倒引当金	△656	その他の流動負債	4,603
固定資産	149,037	固定負債	25,618
(有形固定資産)	(77,677)	リース債務	5,567
建物	29,011	退職給付引当金	10,955
構築物	1,209	債務保証損失引当金	29
機械及び装置	7,975	資産除去債務	4,324
車輛及び運搬具	405	その他の固定負債	4,742
器具及び備品	1,213	負債合計	486,985
土地	30,878	純資産の部	
リース資産	5,919	株主資本	175,657
建設仮勘定	1,063	(資本金)	10,630
(無形固定資産)	(18,728)	(資本剰余金)	33,671
のれん	1,937	資本準備金	10,400
ソフトウェア	16,743	その他資本剰余金	23,270
その他の無形固定資産	47	(利益剰余金)	133,915
(投資その他の資産)	(52,631)	利益準備金	628
投資有価証券	24,095	その他利益剰余金	133,287
関係会社株式	2,881	圧縮記帳積立金	794
長期貸付金	321	別途積立金	119,400
長期差入保証金	16,140	繰越利益剰余金	13,093
長期前払費用	3,471	(自己株式)	△2,560
前払年金費用	1,990	評価・換算差額等	6,666
繰延税金資産	2,135	その他有価証券評価差額金	6,664
その他の投資その他の資産	1,607	繰延ヘッジ損益	1
貸倒引当金	△12	純資産合計	182,323
資産合計	669,309	負債純資産合計	669,309

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		2,576,624
売上原価		2,409,625
売上総利益		166,999
販売費及び一般管理費		153,136
営業利益		13,862
営業外収益		
受取利息	111	
受取配当金	1,776	
その他の営業外収益	2,481	4,369
営業外費用		
支払利息	96	
その他の営業外費用	1,854	1,951
経常利益		16,281
特別利益		
投資有価証券売却益	71	
固定資産売却益	1,734	1,805
特別損失		
減損損失	1,326	
災害による損失	40	
投資有価証券評価損	296	
その他の特別損失	0	1,663
税引前当期純利益		16,423
法人税・住民税及び事業税	4,476	
法人税等調整額	566	5,043
当期純利益		11,379

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金					
					圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2019年4月1日残高	10,630	10,400	23,270	628	932	108,800	15,032	△2,559	167,135	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△2,856		△2,856	
当期純利益							11,379		11,379	
圧縮記帳積立金の取崩					△138		138		－	
別途積立金の積立						10,600	△10,600		－	
自己株式の取得及び処分								△1	△1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△138	10,600	△1,938	△1	8,521	
2020年3月31日残高	10,630	10,400	23,270	628	794	119,400	13,093	△2,560	175,657	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	6,914	△1	6,913	174,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,856
当期純利益				11,379
圧縮記帳積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
自己株式の取得及び処分				△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△250	2	△247	△247
事業年度中の変動額合計	△250	2	△247	8,274
2020年3月31日残高	6,664	1	6,666	182,323

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

三菱食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 峯	敬 ⑧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂上藤継	⑧

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

三菱食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 峯	敬 ⑧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂上藤継	⑧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤監査の実効性及び効率性を高めるため、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査会議を開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

三菱食品株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	木 崎	博	㊟
監査役(常勤)	榎 本	猛	㊟
監査役	神 垣	清 水	㊟
監査役	高 橋	吉 雄	㊟

(注) 常任監査役(常勤) 木崎博及び監査役神垣清水は会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

文京ガーデン ゲートタワー11階・当社会議室

東京都文京区小石川一丁目1番1号

交通

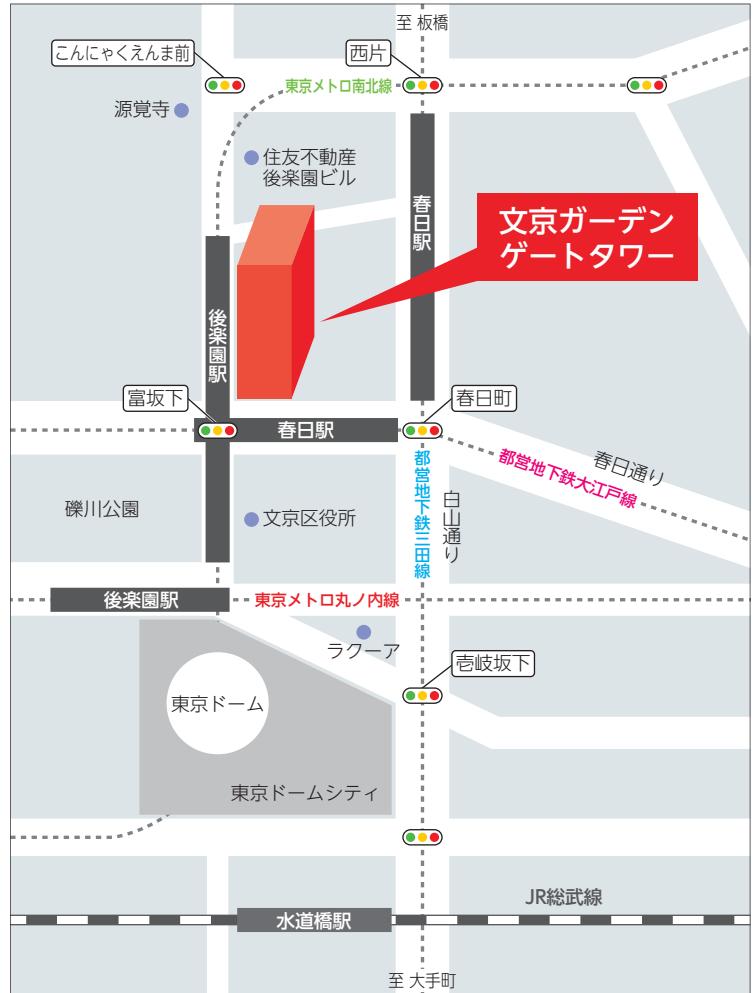
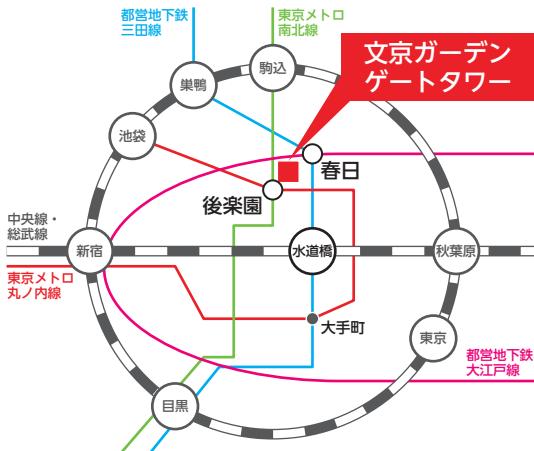
A 東京メトロ南北線
後樂園駅7番出口直結

B 東京メトロ丸ノ内線
後樂園駅7番出口直結

C 都営地下鉄大江戸線
春日駅7番出口直結

D 都営地下鉄三田線
春日駅7番出口直結

E JR総武線
水道橋駅（東口）より徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。